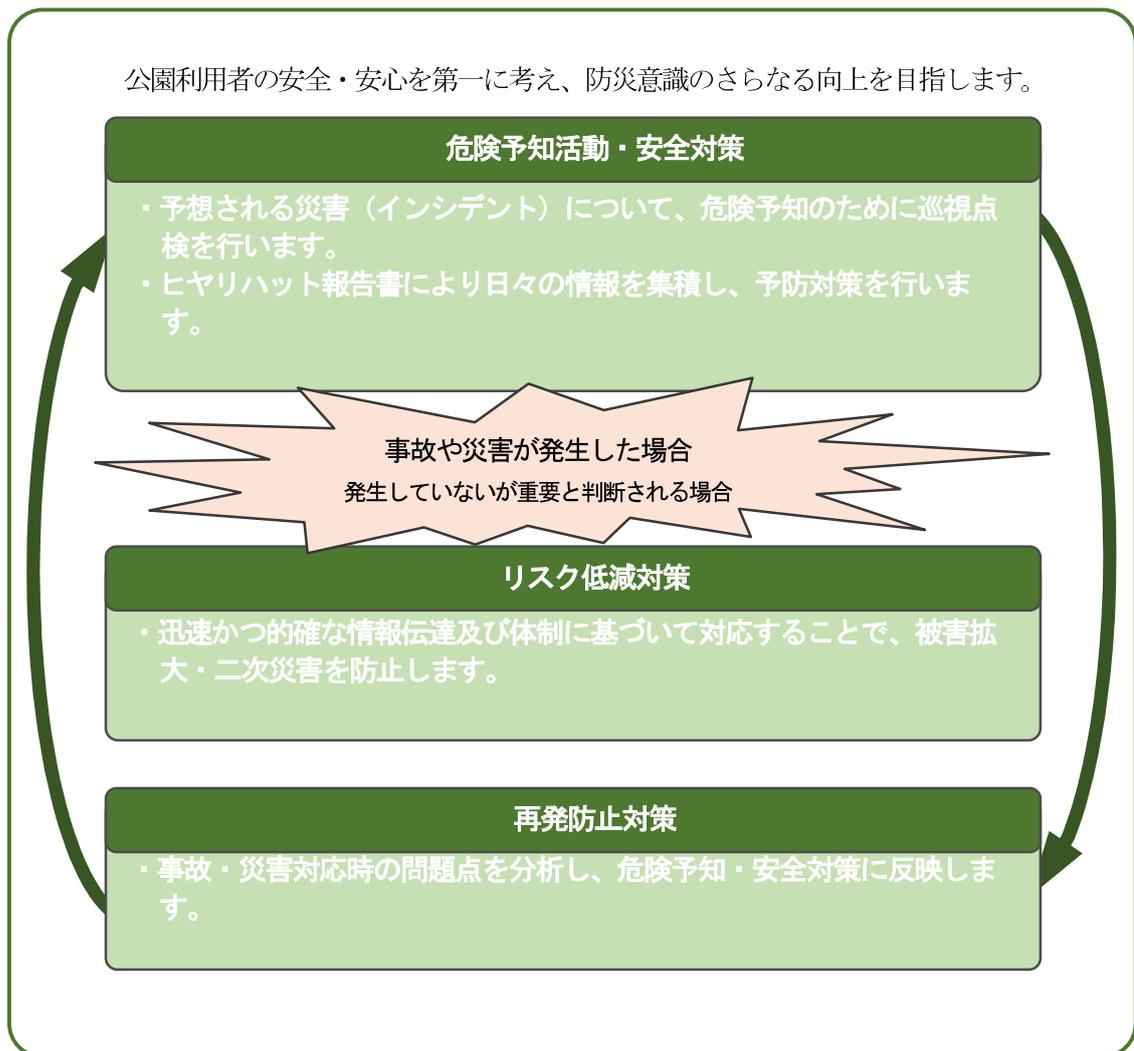


(3) 防災業務計画

グループでは公園内及び周辺地域で想定される様々な事故・災害を未然に察知し、危険が発生した際には迅速かつ的確に対応することによって被害を最小限にとどめ、**利用者と地域住民の安全・安心を確保することを防災業務方針**とします。

公園内で災害、事故が起こった場合、どの様な種類の災害、事故か速やかに判断して、適切な緊急処置を講ずることが大切です。**あわてずに被害者の救助を第一に行う**為、緊急対処体制として、**所長を中心に年度別計画を含めた防災計画を作成し、事故・災害発生時連絡体制表に従い、迅速に対応**するものとし、発生の状況等は公園管理者に直ちに報告します。(P26 に記載しています)



危険予知・安全対策

起こりうる地震・火災・風水害等の災害や事故・傷病等の危険源については、グループ代表が取得している労働安全衛生 ISO45001 に基づいたリスク評価を行い、危険予知活動やリスク低減対策を実施しています。また、公園管理者と協議の上、防災計画を定めるとともに、日頃から訓練を行い、利用者とスタッフの安全を確保します。利用者に対しては、災害情報等の予知できる場合に園内掲示板等で注意喚起を行います。

避難所としての対応

あらかじめ、指定避難所として指定されていないとしても、災害等が発生した場合には、事実上避難者が集まることも想定され、その際には施設の安全を確認した上で一時的に避難者を収容するとともに、区災害対策本部に連絡し指示に従います。

事後的に、指定避難所として指定され、避難所運営の支援など通常の施設管理以外の管理運営を行うことも考えられることから、避難者の安全管理等の運営の対応については、「札幌市避難所運営マニュアル」にて確認します。

① 防災計画には、以下の内容を含みます。

- ・ 防災業務の実施方針
- ・ 災害等が発生した場合の統括対応とその役割、スタッフの役割分担と連絡系統を記載した体制表
- ・ 災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他の日常からの対策
- ・ 事故による傷病等の想定項目と未然に防ぐための対策
- ・ 万一事故等が発生した場合の対応方法（医療機関やその他関係機関との連携を含みます）
- ・ 休刊日の災害等への対応体制

防災計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
危険箇所・避難看板設置	○								
避難訓練	○					○			
普通救命講習				○					
防災訓練						○			

② 防災業務の実施にあたっては、次の基準、観点で行います。

- ・ 災害等の緊急事態が発生した場合は、防災計画に基づき、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応を行います。
- ・ 利用者の安全を最優先で確保します。
- ・ スタッフの安全、地域住民への対応や関係機関との連携及び協力に十分に配慮します。
- ・ 災害等が発生した場合に、スタッフが必要な初動対応、避難場所としての対応及び連絡等を行える状況を維持するとともに、必要な連絡体制及び損害、被害の確認を行う体制を確立します。
- ・ 災害発生の状況、その他必要な事項について直ちに公園管理者に報告します。

③ 利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制やスタッフによる応急救護体制を確立します。

- ④ 消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定される防火管理者ないし防災管理者の選任、消防計画の策定及びその実施を通じて、消防法及び関係法令に規定される防火管理または防災管理を徹底します。
- ⑤ 注意報・警報が発令される等、荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定・収納を行います。
- ⑥ 荒天後は、公園内を巡回し、被害の有無を確認し、重大な事故がある場合は速やかに公園管理者に報告するとともに、危険箇所については、2次災害を引き起こさないように収束状況を見極めて処置を行います。

災害時の施設の活用

- ・防災自動販売機の導入を検討し、災害時は無料で飲み物が飲めるようにします。
- ・屯田西公園の地下貯水タンクを活用した災害時対応については、関係機関の指示に従います。
- ・太平公園の緊急ヘリポートの活動時は、関係機関の指示に従って協力します。



緊急貯水槽



緊急ヘリポート

緊急事態の防備

- ・予想される災害等の緊急事態（台風・水害・大雪等）について、危険予知のための巡回・監視、応急処置等の対応、安全パトロール等を日々実施します。
- ・日常の巡回点検においては、管理事務所等の建物や遊具広場等を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- ・遊具等の点検は、年2回、遊具点検有資格者により実施します。スタッフによる月1回の定期点検を実施します。
- ・公園内で不審物を発見した場合には、公園管理者や管轄警察署・消防署に直ちに連絡し対処します。
- ・事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、災害時対応フロー、緊急連絡体制、緊急時対応手順書を作成します。

- ・事故、災害等の発生時に、迅速かつ的確な情報伝達及び対応ができる体制を確立し、また、事故が発生した場合には、被害者の救済、保護等の応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処します。
- ・台風及び震災、火災発生を想定した防災訓練を、年1回実施します。
- ・台風や大雨警報等が発令された場合は、緊急事態体制を設置するとともに、被害状況の把握調査を実施し、公園管理者及び関係機関への報告、応急措置等を行います。また、災害発生時に迅速に行動できるよう、緊急時の対応についても安全教育を行い、負傷者が出た場合や被害が更に拡大しないよう、次ページの処置を行います。

病気・けが

- ・必要に応じて応急処置を行います。
- ・普通救命講習会を受講したスタッフが応急処置を行います。
- ・応急処置の際には管理事務所に常備してある救急備品を使用します。
- ・対応については事故発生時の対応に準じます。
- ・救急救命センター等や地域周辺の病院、消防署、警察署の把握を日頃より行い、事故発生時には、迅速に連絡します。
- ・病気・けがについて応急処置を行えるよう準備します。また、応急処置方法については普通救命講習会等を受講し、スタッフが対応できるようにします。
- ・救急箱（消毒薬・ガーゼ・傷薬・包帯等）を管理事務所に常備し、常に応急処置が出来るようにします。

けがの応急処置については、下記の通りに対応します。

- ・医師にかかるまでに「けが」を調べ、一刻を争う手当を優先的に処置します。
- ・安静が第一の場合、被害者をむやみに動かさないようにします。
- ・水平に寝かせることを基本としますが、顔が青白い時は足を高くして顔を低めにします。また、顔が赤い時は顔と肩を高くします。
- ・嘔吐したり、口から血が出ている時は横向きに寝かせ、呼吸が苦しいときは、心臓を上になります。
- ・発見者及び通報を受けたものは所長に知らせ、指示に従います。また、素人の手当で済まさないで医師の診断を受け、指示に従うようにします。
- ・やけどの場合は、早急に水で冷やし、時間の目安は15分～30分程度とします。
- ・日射病（頭痛、めまい、吐き気、視力障害）の場合は、着替えをさせ、風通しのよい部屋、または木陰に上半身を少し高くして仰向けに寝かせます。
- ・蜂に刺され、めまい・悪寒をとまなう場合は、病院に連れていきます。

- ・骨折した場合は、折れたところが外見では分からない時、その付近の関節を動かさないよう副木（棒、板、ダンボール等）を水平に当てて、手ぬぐいやベルト等で固定します。また、外見で分かる場合は、傷の部分 avoiding 上下の関節を超えて固定し、冷湿布をした上に副木を水平に当てます。
- ・かぶれた場合は、植物だと刺激の少ない石鹸を泡立て、湯で洗い流し、あまり強くこすらないようにします。
- ・出血した場合は、傷口にハンカチやガーゼを当てて、上から指や手で強く押さええます。出血量が多ければ、傷口より心臓に近い所をきつく締めつけます。

心肺停止、気道異物混入時の処置については、下記の通り対応します。

- ・救急車の手配、AED確保を分業して行うとともに、安全確保を行います。
- ・心肺停止の場合は、普通救命講習に基づいた胸骨圧迫と、人工呼吸を行います。この時、感染症に注意します。
- ・救急隊員が到着しても、引き継ぐまでは継続します。
- ・AEDは、心肺機能が再び不安定になる可能性があるため、装着したままとします。
- ・気道異物混入による呼吸困難者には、腹部突き上げ法、背部叩打法を行います。

火災

事前に行っている防火知識の安全教育や防火訓練を活用し、初期消火に努め、関係機関へ迅速に通報し、スタッフが安全な場所へ利用者を避難誘導します。

電気・水道・ガス等

事故発生時には、配電ブレーカー、元栓を閉じ、危険箇所の立ち入りを禁止する柵の設置等の処置をします。

陥没等

危険区域を柵で囲い、危険表示をして立ち入り禁止とします。

防災訓練

グループでは、**防災訓練を実施**しており、今後も引き続き訓練を行っていきます。

その他の対応

- ・その他の災害、事故においても、所長が関係機関へ迅速に報告します。
- ・危険予知のための巡回・監視、応急処置等の対応、安全パトロール等を日々実施します。
- ・**AED※（自動体外式除細動器）の設置・教育**を行います。
- ・グループは、AEDの設置された応急手当協力施設として当公園を「さっぽろ救急サポーター」に登録します。
- ・事故・災害発生時連絡体制に基づき、対応します。（P26に記載しています）

以下の事故等が生じた場合は速やかに公園管理者に報告し、公園管理者の指示のある場合は従います。

- ・公園施設等が滅失または棄損した場合
- ・公園内で事故が発生した場合
- ・植物の補植等を大規模に行う必要が生じた場合
- ・都市公園台帳の記載事項に変更するような事態が生じた場合
- ・その他、管理上不測の事態が生じた場合

※ AEDとは

心臓の心室が小刻みに震え、心室細動が致死性の不整脈な状態の場合に、電気ショックを与え正常な状態に戻す機器のことです。



設置している AED

施設の閉鎖措置

風雨が強い場合は巡視点検を強化し、危険を予知できる場合は公園管理者と協議し、状況に応じて公園の全部または一部を閉鎖し、利用者の安全確保を第一優先とします。

避難場所の周知(避難・誘導)

地域住民への防災に対する認識を深めてもらうための調査・計画を実施し、住民参加による防災事業の推進に取り組みます。

地域避難場所に指定されている公園について避難マップを作成し、地域住民、学校等に配布して、地元地域に対して避難場所及び避難ルートの周知を行います。

利用者に対しては公園に避難マップを掲示して、日常的に避難場所の周知を行います。

事前に察知することが可能な台風接近時においては、インターネット等で情報収集を行い、危険性のある看板の撤去・固定のほか、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止等の事前対策を講じます。

避難マップの更新に関しては、利用形態や、寄せられた要望等を反映し、3公園のほか、グループが管理する他の公園での事例集も活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全の確保に努めます。

4. 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

取組の基本的な考え方

3 公園は、市街地からほど近いにも関わらず、みどり豊かであることが魅力となっており、自然観察はもちろんのこと、環境教育の場、子供の遊び場としても活用されています。グループは、「利用者サービスの向上」が必要と考え、「**地域住民との協働・地域のボランティア団体と連携**」「**イベントの充実**」に努めることを基本方針とします。

又、石金病院に現在、新琴似グリーン公園野球場、広場等を施設提供しており、**病院関係者と連携して、病気・ケガのリハビリテーションのためのデイサービスの場**として施設提供を引き続き行います。

利用者サービスの向上

- Webアクセシビリティを確保した利用者の誰もが分かりやすいホームページ（ホームページには、アクセス件数のカウンター、メールアドレス、電話番号等の利用者向けの問合せ先を掲載します。）の更新をし、**各公園の基本的な情報・施設利用状況・開催イベントの情報、公園の様子等最新の情報をホームページで紹介**しています。
- 施設利用状況・開催イベント情報、公園の様子等を公園内の掲示板で紹介するとともに、チラシ、パンフレットコーナーを管理事務所に設置して情報発信していきます。
- 公園をいつ訪れても和やかで安らぎが感じられる全体の雰囲気づくりを意識して管理します。
- 園路や花壇を花でいっぱいにするなど四季折々が楽しめる景観づくりを行い、利用者にうるおいの場を提供します。
- 公園内の危険箇所を周知する「**ハザードマップ**」を活用し、**公園に掲示**します。又、小学校の遠足等で利用時には、子供にハザードマップを配布し、危険箇所についての説明をします。
- 地域避難場所に指定されている3公園について、地域住民と協議の上避難マップを作成し、地元地域に配布します。
- 冬囲いの実演指導、剪定教室等を行います。
- 高齢者、障がい者の方々にレクリエーション、園芸療法**の場を提供していきます。
- 学習機会の提供や利用者または地域住民の自主的な活動及び交流に対する支援として、定期的に利用者参加型の企画を開催し、施設を通じて利用者同士が交流できる機会を提供します。



インターネットによる紹介

- ・ボランティア団体の新規参加者を積極的に募集し、また、利用者が気兼ねなく相談できる環境づくりを目指し、利用者サービスの向上に繋がります。
- ・相談者には極力、迅速丁寧に対応を行い待ち時間の短縮に努めます。
- ・相談申込時を含め、相談者のプライバシーには十分に配慮します。

私たちグループは指定管理者として多くの参加型の利用者サービスを開催した実績があり、多数の参加者に喜ばれています。特に**ボランティア参加の花植えは他の公園利用者にも好評で、「どんな花が咲くのか楽しみ。」**との声が聞かれるようになりました。

また、利用者の声を反映した「犬のしつけ教室」、冬期公園利用の「重機試乗会」等、着実に利用者サービスが定着してきていると考えています。

以上を踏まえ、次のような利用者参加型のサービスを提案・継続・開催します。

- ・**ドッグランの開催**：利用者から要望があり、平成24年7月15日から実施しています。

実績では**年平均6,000頭（緊急事態宣言等の実施年を除く）**の利用があり、好評だったことから、今後も継続します。



ドッグランの風景

- ・トイレの壁に美しい絵や写真等の画を展示することにより、ゴミを置きにくい、落書きしにくい空間を演出し、トイレの美化向上に寄与していきます。
- ・遊歩道に1週の距離を看板等で案内して、利用者により楽しんでもらえるように配慮していきます。



遊歩道の距離表示看板



トイレの写真展

オリンピック選手によるスポーツ教室・講演会

令和元年9月21日(土)13:00～日本オリンピックズ協会主催のサッカー教室を開催いたしました。講師に、アトランタオリンピック代表「秋葉 忠宏」さんに来ていただき、参加者51名でした。

当日はさわやかな秋晴れの中、参加した小学生に熱心な指導をしていただきました。教室はケガも無く、最後には、秋葉コーチのご好意によりサイン会も開かれ、無事終了しました。

最後に今回のサッカー教室の開催にあたり、主催者の日本オリンピックズ協会、協賛していただいた北海道コカ・コーラボトリング株式会社、ご協力いただいた札幌地区サッカー協会第4種(北区所属)チーム代表者様、また、ご参加いただいた父兄、児童の皆様、ありがとうございました。

(当社HPみどりみらいプロジェクトグループより)



オリンピックふれあい交流事業

冬期イベント事業

冬期間にも公園を利用出来る提案をし、多くの利用者に冬の公園を楽しんでもらえるように努めます。

- ・利用者と一緒にスノーキャンドルを作成し、冬の公園に灯をともします。
- ・重機体験を開催し、参加者が助手席に乗って機械類の試乗や操作体験が可能なイベントを行います。



スノーキャンドルの作成



冬の重機試乗会

公園施設補修

公園内のベンチ、遊具等のペンキの塗りなおしを地域住民と協働で行う等、積極的な参加型の公園の美化活動を計画します。

近隣学校事業

近隣学校の総合学習事業等との協働、支援に取り組めます。(子供花壇)

子供花壇(環境教育)

屯田西公園・新琴似グリーン公園において、子供主体の花壇をつくり、花植え作業等を通して公園への愛着、親しみを持てる花壇づくりを推進します。

子供のための環境教育の場を提供し、特に**子供が関心を持てるようなサービス**を検討します。

団体名	環境教育における活動内容
屯田西小学校	花植えボランティア・落ち葉堆肥作り

遊びの野外活動(環境教育)

公園内の植物素材を使ったペンダントやカルタ、パズルを子供と一緒に作り、遊びを通して植物への興味を育みます。



環境教育の様子(子供花壇)



環境教育の様子(遊びの野外活動)

各団体・ボランティア団体との連携（養成・支援）

- ・ボランティア団体と協働することにより、公園の利用促進に努め、ボランティア活動の養成と支援を行います。
- ・協議会と連携しながら、住民参加の公園活用を推進し、その活動の養成と支援を行います。
- ・現在、地域住民・学校と協働して公園内の落葉を堆肥化し、地域住民・学校に還元しています。



住民参加による落葉拾い



ボランティア活動の様子
(剪定枝のチップ化)

グループは指定管理者として多くの実績があり多数の参加者に喜ばれています。特に住民参加の花植えは利用者大変好評で、「自分の植えた花で公園が綺麗になった。」「どんな花が咲くのが楽しみ。」とたくさんの声が聞かれるようになりました。



住民参加による花植え

イベントの充実

新たな利用者に来てもらう企画を提案します。

事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
花いっぱい運動	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
ハザードマップ	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
剪定・冬囲い講習会	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
高齢者・ 障がい者向け レクリエーション、 園芸療法	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
ドッグラン・ 犬のしつけ教室	調査・計画 実施 見直し	調査・計画 実施 見直し	調査・計画 実施 見直し	調査・計画 実施 見直し	調査・計画 実施 見直し
トイレの写真展	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
公園の遊歩道に距離	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
オリンピック選手 によるスポーツ教室	調査・計画	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
公園施設補修	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
スノーキャンドル	調査・計画	実施 見直し	調査・計画	実施 見直し	実施 見直し
冬の重機の試乗会	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
子供花壇 (環境教育)	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
遊びの野外活動 (環境教育)	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
各団体・ ボランティア団体 との連携	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

利用者や地域住民に快適に利用して頂ける環境をつくる上で、不法行為・迷惑行為を抑制することは大切であると考えています。

不法行為・迷惑行為を抑制するためには、利用者や地域住民のマナーの向上に対する意識を高めてもらい、口頭注意や看板等の掲示物により注意をしていくように心掛けていきます。グループでは、利用者によるその意図を理解してもらえよう、態度・行動・状態など目に見える形で示し、条例で規定する禁止行為及び迷惑行為を防止するための対策を行います。

不法・不当行為、犯罪の未然防止への対策

- ・不法行為や迷惑行為を予防する取組みとして、マナー啓発の活動を行います。
- ・巡視の際にごみのポイ捨てやトイレの汚れ、遊具の汚れ・破損を点検し、モラル低下の誘引となる要素は迅速に排除します。
- ・挨拶や声掛けによって不法行為や迷惑行為の行いにくい環境づくりに努めます。
- ・不法・不当行為があった場合は、直ちに原状復帰および撤去を求めます。後日発覚した場合は掲示板等で告知し、不法行為等を明らかにします。
- ・ホームページ、掲示板、注意看板等で禁止行為であることと、その理由を明確に表示し、利用者等の理解を求めます。又、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、地域コミュニティと連携したキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組みます。
- ・不法占拠・器物破損・不正利用等があった場合は、公園管理者に報告し、適切な対応をします。
- ・窃盗・傷害・事故等があった場合は、所轄警察に通報するとともに、公園管理者に報告し対応します。
- ・保安が必要な場合は、内容を把握し、警備等の検討を行います。
- ・定期的なパトロールのほか、**夏休み等は関係機関や地域との合同パトロールを実施し**、犯罪の未然防止を図り、安全・安心の確保に努めます。
- ・ホームレスへの対応については、公園管理者及びホームレス支援団体と協力して必要な措置を取ります。
- ・屯田西管理事務所を**子ども110番**[※]の家として、犯罪から子供を守る運動を行います。

※ 子ども 110 番とは

子供がトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることにより、子供を犯罪から守り、被害を最小限に止めようとする運動です。

昨今、登下校時を中心として、子供がトラブルに巻き込まれる事件が多く発生し、社会問題となっています。

私たちのグループでは、地域の子供は地域で守り、子供が安心して暮らせる環境を確保するため、「子ども 110 番」運動を推進しています。



子ども 110 番

不審者への対策

不審者を発見した場合、管理事務所に駆け込んでもらうよう公園内での掲示による啓蒙を行います。

違法駐車等、違反車両への対策

- ・ 駐車場と駐輪場の巡回を行い、駐車車両・駐輪車の定期的な確認を行います。
- ・ 不法車両を少なくするため、冬期間の出入口の開閉(チェーン取付け等)、地域住民と協議の上、改善策を検討していきます。
- ・ 違反車両の発見時には注意書きを見えるところに貼り、所轄警察と連携を図ります。

放置自動車・放置自転車・放置バイクへの対応

日常の巡回による注意指導や看板等による注意喚起を図ります。

対応については、撤去依頼の貼り紙を貼付してから 1 週間経過した放置自動車・自転車及びバイクについては、車体番号、盗難登録番号、メーカー等を記録し、管轄の警察署へ照会するとともに、公園管理者へ報告します。

自転車・スケートボード・ローラースケート等の危険運転対策

携帯型端末を使用しながらの運転や、他の利用者に迷惑をかけるような利用に対しては、日常の巡回による注意指導や看板等による注意喚起を図ります。

ゴミの不法投棄への対策

- ・ 不法投棄の懸念があるため、パトロールを強化し、不法投棄があった場合は直ちに回収します。投棄の可能性のある場所へは車両進入路を閉鎖する等、投棄されにくい環境をつくります。
- ・ 巡回・作業時には、スタッフもゴミ袋を携帯し、目についたごみは即座に処理するとともに、不法投棄を禁止する看板を設置します。

火気使用対策

- ・火気使用禁止と制限についてホームページや看板等で周知します。又、パトロールにより啓発に努め、発見した場合は直ちに消火を求めます。
- ・花火も火災の一因となることから公園内での花火を禁止し、発見時は直ちに注意します。

犬の放し飼いへの対策

- ・利用者の安全及び利用マナーについて看板等で告知し、それに反する行為をスタッフが発見した場合は、毅然とした態度で注意を促します。
- ・注意の際には、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（平成28年条例第22号）に基づいて、犬を2m以内の綱、鎖等のリードでけい留し、十分な管理が義務付けられていること、又、公園等を畜犬の汚物で汚染しないよう遵守する義務があることを、飼い主に説明し、条例を守らない飼い主の散歩は禁止します。
- ・マナーを守らない飼い主を、利用者が発見した場合に備え、管理事務所に連絡してもらえるように管理事務所の電話番号を明記した看板を設置します。
- ・注意指導を行いますが、繰り返し犬の放し飼いを行って改善が認められない場合は、関係機関及び公園管理者に連絡協議の上、対応していきます。
- ・**屯田西公園で現在行っている、犬のしつけ・飼い主のマナー教室に加え、スタッフ教育も継続**します。



利用マナーの告知



犬のしつけ・飼い主のマナー教室

現在、指定管理者として行っている一例です。

感染症対策

公園管理者や各関係機関の指示に従うとともに、公園管理者のホームページ等により最新情報 (https://www.city.sapporo.jp/kinkyu_202002.html) を把握して管理運営を行います。

また、感染症に関連して、感染者やその家族、医療関係者、外国人などに対して、不当な差別や偏見がないように、スタッフ教育を徹底します。

公園利用と感染症予防を両立するために「北海道スタイル」に基づいた行動に努めます。

また、屋外や広い空間であっても、スタッフ一同、細心の注意を払いながら、“3つの密（密閉・密集・密接）の防止徹底”を行い、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発生をする密接場面」を予防して、公園利用ができるようにします。



実施内容

- ・スタッフのマスク着用、手洗い、うがいを徹底します。
- ・スタッフは毎朝検温を実施し、体温37.5℃以上、咳が止まらないなどの体調不良者は出勤を禁止します。
- ・屋内施設では、換気を定期的に行い、不特定多数の人が接触する箇所を消毒します。
- ・座席やテーブルは十分に間隔を空けます。
- ・屋外でも、人と人との接触機会を減らし、ソーシャルディスタンスの確保に努めます。
- ・公園利用者やスタッフが使用した備品等は適宜消毒します。

5. 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用促進計画

利用者促進計画は、利用者に喜んでもらえる企画を計画していきます。

(P100 に記載しています)

有料公園施設に関する業務

有料施設共通

- ・施設の利用促進を図るため、利用者が再度利用したいと思う施設整備を心がけ、管理に何が必要かを事前に調査し、年間計画を作成して管理内容をスタッフ全員に周知徹底します。
- ・利用者の安全を考え、利用時の危険性の有無を日々チェックします。危険と判断した場合には迅速に対応します。
- ・利用者に対するアンケートを実施し、改善点・改良点が認められた場合には、管理者会議を通じて改善策を検討します。
- ・利用時間のモニタリングを行い、休日や平日の利用実態に応じて施設利用時間の変更を検討し、利用者のニーズに応じた運営を行います。
- ・出入口の門扉の施錠や備品管理については、チェックリストを用いて確実に実行します。又、貸出ルールを明記した資料を利用時に配布することで、利用者への周知を図ります。
- ・抽選以外の方法による優先予約は、「有料運動施設の優先使用に係る取扱要領」に準じます。
- ・平等利用を確保するとともに、使用の承認・不承認は、条例、条例施工規則、札幌市運動施設等管理規則に基づき行います。
- ・利用料金等は、「現金取扱規定」に基づき適切に行います。
- ・施設が暴力団の活動に利用されないようにします。

受付業務

受付業務は利用者に対して施設利用の案内、苦情や問い合わせへの対応業務を以下の通り行います。

- ・利用者が見やすい様にグループの看板を設置します。
- ・親切、明朗、公平に対応する等、接客態度についての教育を徹底します。
- ・利用者に対しては、施設の利用方法等を掲示板にて案内します。
- ・使用承認等に関する事は札幌市の条例規則に基づいて行います。
- ・料金徴収等は「現金取扱規定」に基づき行います。



現在の管理者事務所看板

グループでは現在有料施設の管理を行っています。有料施設については、アンケート結果にあるように利用者から好評を得ており、受付における接客態度のマナーの向上、及び施設の清掃、美化はもとより、日々の施設整備など充実した管理運営の結果だと私たちは考えています。

過去4年間の有料施設利用人数の推移と今後目標とする利用人数の推移(公園別)

グループが指定管理を行った過去4年間の有料施設の利用人数を集計し次ページに図示しました。

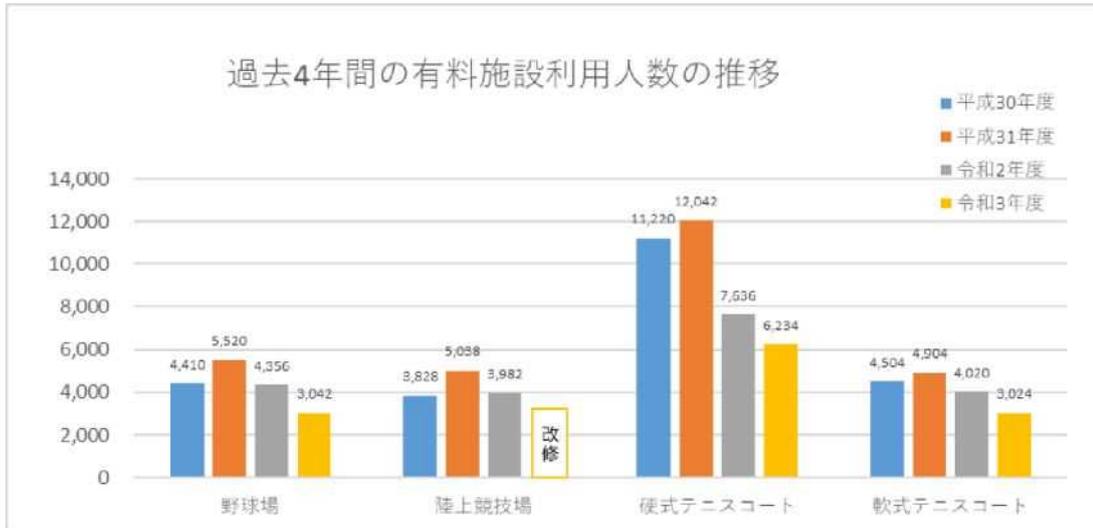
緊急事態宣言等の影響で利用人数が減少しましたが、平成30年から平成31年では利用者が増加していました。

グループでは利用者に喜んで来てもらえるように、有料施設の管理運営に積極的に取り組んでいきます。

利用人数について**毎年約1%増を目標**に掲げていきます。

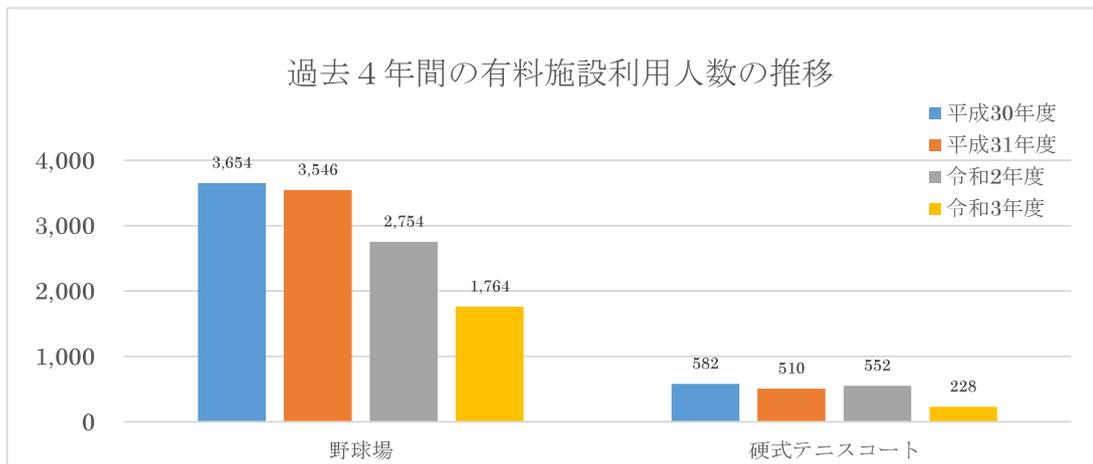
屯田西公園

単位：人



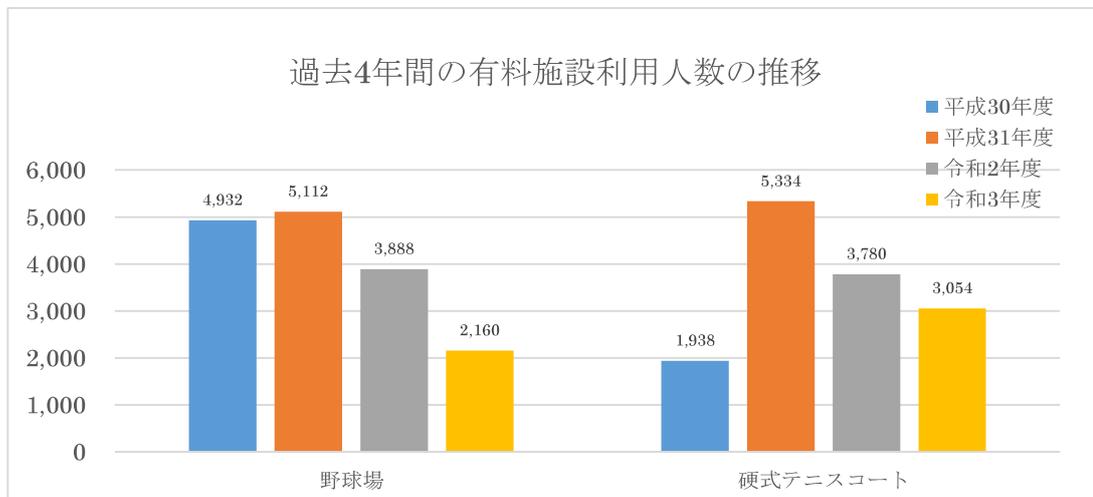
太平公園

単位：人



新琴似グリーン公園

単位：人



(2) 自主事業への取組

取組の基本的な考え方

利用者の誘致、利用頻度の向上を目標とし、利用者の幅広いニーズに応え、又利用しやすいイベントを開催していきます。

取組の具体的な内容

自動販売機の導入

自動販売機を引き続き導入すると共に防災自動販売機の導入を検討します。

屯田西公園 3 台、太平公園 2 台、新琴似グリーン公園 1 台設置します。

(設置期間：4～11 月 (予定))



自動販売機の設置

園芸市・野菜の直販

野菜等を販売します。(年 1 回開催 (予定))

テニススクールの開催

屯田西公園テニスコートにて、スクールを開催します。

(年 1 期(6～8 月)週 1 回、全 8 回開催 (予定))



野菜直販の様子

ハンギング教室

現在フラワーバスケットの作成講習会を 3 年間開催しています。特に主婦に評判が良く、今後も継続して開催します。(年 1 回開催 (予定))



テニススクールの様子

大会の主催

パークゴルフ・テニス・野球・サッカー場等の既存施設の利用率を向上するために「みどりみらい冠」の大会を主催します。(年 1 回開催 (予定))

スタンプラリー

ひょうたん花壇等の、隠れた魅力のある場所を巡ってもらうために、スタンプラリーを実施します。

(年 1 回夏休み開催 (予定))



ハンギング教室の様子

スポーツ用具のレンタル

パークゴルフクラブ、テニスラケットやボール等のレンタルを実施し、管理事務所を受付にします。(5 月～11 月 (予定))

ノルディックウォーキング・ジョギング講習会

陸上競技場トラック等を活用し、健康増進・体力づくり・運動不足の解消を目的とし、誰でも気軽に楽しめるノルディックウォーキング・ジョギング講習会の開催を検討します。

自主事業計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
自動販売機	実施	実施	実施	実施	実施
園芸市・ 野菜の直販	調査・計画 実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
テニススクール	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
ハンギング教室・ 寄せ植え教室	調査・計画 実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
大会の開催	調査・計画	調査・計画 実施 見直し	調査・計画	調査・計画 実施 見直し	調査・計画 実施 見直し
スタンプラリー	調査・計画 実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し	実施 見直し
スポーツ用具 のレンタル	調査・計画	調査・計画 実施 見直し	調査・計画 実施 見直し	調査・計画 実施 見直し	調査・計画 実施 見直し

(3) 公園の課題把握及び理想像の実現

課題と理想像

古い公園である屯田西公園・太平公園・新琴似グリーン公園においては、施設の更新工事が進められていることから、更新された施設に応じた管理方法や安全対策を確保していきます。また、少子化の進む社会を踏まえて、子供中心の公園利用だけでなく、より一層様々な世代が楽しめる取組を進めていきます。(p113 に記載しています)

6. 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保） について

グループでは、公園管理者と連携しながら、リーフレット等の作成・配布、ホームページの更新、その他の必要な施設のPRや情報提供を行います。

ホームページにおいては、アクセス件数のカウンター、閲覧者の問合せ先（電子メールアドレス及び電話番号等の利用者向け問合せ先）を掲載します。

又、利用者の立場になって、高齢者や障がい者を含めたすべての利用者が、ホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるように、アクセシビリティ、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて管理し、ウェブアクセシビリティを確保するための取組を行います。

- ・総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考にして、ホームページを整えます。
- ・ウェブアクセシビリティ方針を策定し、公開していきます。
- ・日本工業規格JIS X 8341-3：2016の適合レベルAAに準拠し、1年に1回の試験を行い、実施結果を公開します。
- ・1年に1回「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開します。
- ・既設ホームページの更新にあたっては、「札幌市公式ホームページガイドライン」（改訂 平成29年12月1日）を遵守します。
- ・JIS規格の改訂が行われた場合は、最新の規格に対応します。

適合レベル AA 準拠を達成するための作業スケジュール

ウェブアクセシビリティの確保について、取組対象の把握を行った上で実現方策を調査し、ウェブアクセシビリティを整えていきます。同時にスタッフ研修を行い、スタッフの意識と対応力を高めていきます。

ウェブアクセシビリティの確保を構築した後は、試験と評価を行いながら不備がないか検証し改善していきます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スタッフ研修	スタッフ研修	スタッフ研修	スタッフ研修	スタッフ研修
日々の運用における取組				
試験と公開	試験と公開	試験と公開	試験と公開	試験と公開
実現内容の 評価と公開	実現内容の 評価と公開	実現内容の 評価と公開	実現内容の 評価と公開	実現内容の 評価と公開
ユーザー評価	検証	検証	ユーザー評価	検証
改善	改善	改善	改善	改善

新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策

新規ページの作成や修正を行う場合は、ウェブアクセシビリティの確保を維持する必要があり、以下について留意します。

- ・音声や画像等の情報表示においては、同等の意味を伝える代替テキストを用意します。
- ・構造的でわかりやすい文章とします。
- ・正しい文法・用法のHTMLとします。特に構造タグの正しい適用を行います。
- ・理解しやすい識別しやすい配色や表現を心がけます。

試験実施予定時期及び方法

ウェブサイトを整備する平成 31 年度より、1 年に 1 回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を用いて、取組内容の確認を行っています。

又、JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施しウェブアクセシビリティの実現内容を確認しています。

それぞれの結果は、ホームページ等で公開しています。

アクセシビリティ維持・向上の取組(職員研修・利用者からの意見収集等)

総務省で公開している「障がい者のホームページ利用方法の紹介ビデオ」を活用しながら、ウェブアクセシビリティに対応した情報提供とはどのようなものか研修を行います。研修内容には、画像に対する代替テキストの利用者等に適切に情報を伝える留意点、色彩の基礎知識なども含めます。

利用者からの意見の収集においては、高齢者・障がい者等の意見を積極的に収集するよう努め、問題の指摘や改善要望があった場合に速やかに対応します。

障がい者の意見については、札幌市視聴覚障がい者情報センターとの連携を検討します。

ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等

ウェブアクセシビリティの確保が達成できていない箇所などの不備があった場合、達成できなかった原因とその改善方法とその達成時期を検討するとともに、達成できている場合には、ウェブアクセシビリティの取組において更に向上の余地がないか検討します。

引継ぎ業務

グループでは、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引き継ぎを行います。

又、新旧指定管理者は、業務引継ぎの完了を示す書面を取り交わし、その写しを公園管理者に提出します。

引継ぎの際には、利用者の利便性を損なわないよう、公園管理者及び新指定管理者と協力して行います。

別途公園管理者との協議により定める内容についても引継ぎます。

7. 類似業務の実績について

グループでは平成18年からの17年間、3公園の指定管理者としての実績があります。

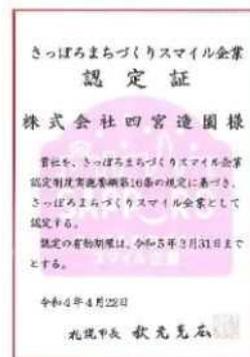
各社の実績としては、

株式会社 四宮造園

- ・平成18年度からグループ代表であり、現在、札幌市発注の公園維持管理業務（令和4年度）のうち、北区・白石区・厚別区の3区で共同企業体の代表者として、発注者および各組織との連携を取りながら施工しています。
- ・他の指定管理者の実績として現在、もみじ台緑地、青葉中央公園、大谷地流通団地東側緑地、厚別山本公園、月寒公園、吉田川公園（札幌市）、きたひろサンパーク（北広島市）において、指定管理者として管理運営を行っています。
- ・ISO9001・ISO14001・ISO45001を認証取得しています。
- ・札幌市ワーク・ライフ・バランス（ステップ3）の認証を取得しています。
- ・さっぽろエコメンバーレベル3を取得しています。
- ・さっぽろまちづくりスマイル企業の認定を取得しています。
- ・生物多様性さっぽろ応援宣言企業として登録しています。
- ・健康事業所宣言企業として登録しています。
- ・SDGsを宣言し、持続可能な環境・経済・社会の実現を目指して活動しています。



さっぽろエコメンバー
レベル3



さっぽろまちづくり
スマイル企業



生物多様性
さっぽろ応援宣言企業



健康事業所宣言企業

株式会社 佐藤萬香園

- ・現在、北区において公園及び街路樹総合管理業務(新川・新琴似・新琴似西地区)のほか、北区役所等の管理業務を行っています。
- ・北区の業者であり、緊急時においても迅速な対応ができます。
- ・札幌市ワーク・ライフ・バランス (ステップ2) の認証を取得しています。



札幌市ワーク・ライフ・バランス
取組企業認証書 (ステップ2)

日本体育施設 株式会社

- ・現在、全国7箇所の都市公園、運動施設における指定管理者の経験、実績があり、運動施設に精通した知識、技術を持っています。
- ・北海道では、恵庭市のパークゴルフ場の指定管理者として管理運営を行っています。
- ・ISO9001・ISO14001を認証取得しています。



以上の 3 社の実績・経験を基に、グループは利用者満足度の高い管理運営を推進していきます。

8. 札幌市内の企業等の活用について

物品の購入及び特殊かつ専門性が求められる業務については、地域経済発展を考慮しながら、迅速かつ密接な連携が容易な市内業者・団体に委託し、質の高いサービスの提供に努めることを基本とします。

市内業者を原則とし、数社による見積内容確認を行い、良い品質を適正な価格にて、委託、調達します。

- ・新聞、テレビ、インターネット、情報誌等により、市内業者や商品等の情報収集に努め、よりよい活用につなげます。
- ・適正コストや企業信用力、業務の体制や実績等についても勘案して選定し、経費の節減及び適切な業務遂行にも留意します。

再委託について

遊具点検、電気、水道他補修については緊急性が求められることから、市内業者を活用します。

従来行われていた再委託について調査し、継続委託を検討します。

物品の調達について

規格・品質が同等の製品であれば、市内業者からの購入を優先して検討していきます。(P48に記載しています)